

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和4年9月8日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和4年9月8日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 陳情書の審査

陳情第2号

「説明・質疑・討論・採決」

陳情第3号

「説明・質疑・討論・採決」

陳情第4号

「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 浅尾洋平 副委員長 山田辰也

委員 カークランド陽子 今泉吉孝 長田共永 鈴木達雄

議長 （長田共永）

欠席委員 なし

参考人（5名）

太田幸宏 加藤美紀子 佐藤文俊（補助者） 兵藤祐治 川合教正（補助者）

説明のために出席した者 なし

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典

議会事務局次長 阿部和弘

議事調査課長 後藤知代

書記 請井悠人

開 会 午後1時30分

○浅尾洋平委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、議長から送付されました陳情3件について審査をいたします。

最初に、陳情者、新城市教員組合から提出されました、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書を議題といたします。

本日は、参考人として新城市教員組合執行委員長、太田幸宏さんの御出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、本当にお忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、今日は忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事の順序について申し上げたいと思います。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようよろしくお願いいたします。

それでは、太田さん、よろしくお願いいたします。

○太田幸宏参考人 それではよろしくお願いいたします。新城市教員組合2022年度執行委員長を務めております、新城市立新城小学校所属の太田幸宏と申します。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

今回、陳情書として出させていただいた署名なのですが、陳情事項としては2点です。

1点目、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の策定・実施に関することです。現在、国の施策としては、小学校1年生、2年生で35人学級が実現しております。また

県独自の予算により、小学校3年生、それから中学校1年生の35人学級が実現しております。さらに本年度に関しては、大変ありがたいことで市の独自の予算により、新城市においては中学校の2年生、3年生で35人学級が実現し、大変ありがたく思っております。

ただ、現在の状況といたしまして、来年度以降、35人学級が小学校のほうで1学年ずつ上がっていくという予定になっているのですが、中学校については未定の状況です。県や市独自の施策として35人学級を実現していただいているところがあるのですが、やはりこれは国の政策として、小学校1年生から中学校3年生までの少人数学級、35人学級を実現し、さらに教員を正規教員で配置していただいて、さらなる教育の充実に努めていただきたいというように思っておりますので、そのように国への要望を出していただきたいと思っているのが1点目です。

2点目は、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1に還元するという件についてです。もともと、義務教育費の国庫負担制度については、国が2分の1、地方公共団体が2分の1ということで従来続いてきました。それが私の調べたところによりますと、2005年度、小泉政権の下で国の負担率が3分の1、自治体が3分の2というように変更になりました。

それによってどのようなことが起こったかといいますと、日本では本来、どの地域に住んでいても平等に高水準の教育が受けられるというのが、日本の教育の一番良いところだったかと思うのですが、それが、地方公共団体の財政の状況により、その後、格差が出てきたというように認識しております。これは法の下での平等、また教育を受ける権利に支障が出ているというように思いますので、義務教育費国庫負担制度を元の国が2分の1、地方公共団体が2分の1というように戻し、平等に教育を受けられるようにというように

望んで、この件について要望したいと思っております。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございました。以上で参考人からの説明と意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入りたいと思います。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

それでは質疑に入りますが、質疑はありませんか。カークランド委員。

○カークランド陽子委員 少人数学級について、まず幾つか伺いたいのですが、既に中学生、1年生と2年生と3年生は35人になっているということなのですが、今まではまず何人ぐらいでやられていたのかということと、それによってどういったメリットが目に見えているのかということをお願います。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 まず今までの経緯なのですが、35人学級の前は、40人学級ということですので、41人になれば2学級に、81人になれば3学級にということです。今は、35人学級のほうでは、36人になれば2学級に、71人になれば3学級にということになっております。

それからメリットについてなのですが、小学校は1年生、2年生は以前からあったのですが、本年度、市の独自で、中学校が2、3年生の35人学級を実現していただいたので、そこで今回になりました新城中学校、東郷中学校、八名中学校の先生数人から意見を聞いております。その学校の先生方に聞きますと、やはり35人学級を実現していただいたことで、学習面でも生活面でもメリットが大きいというように口をそろえて言っております。

例えばどういうことであるかといいますと、東郷中学校、新城中学校の3年生がそうなのですけれども、去年まで、70後半から80名で2クラスですので、大体40人で1学級をやっておりました。それが今年3学級になりましたので、26、7名になりました。40名が26、7名ということで、まず教室が、今まで本当に大丈夫かなという密の状況で授業も行ってたのですけれども、教室の中も少し余裕ができて、それに伴って、授業で言えば、教師が机間指導で回りながら、ちょっと困っている子に声をかけたりとかということが授業の中でも起こっていますし、それによって、つまづいている子に気づいたりというようなメリットが授業ではあります。

さらに、生活面で言いますと、やはり人数が40人から26、7人に減るということで、担任の先生や学年の先生がその子に声をかける機会も多くなりますので、そうやって人間関係を作るコミュニケーションも以前よりも密にできているというのを実感しているというように、そのようなメリットを聞いております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 理解しました。あともう1つ、例えばここに、いじめ、不登校、また特別な支援、日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないということなのですが、これは、例えば今、日本語学級みたいなものもあるというように認識しているのですが、あと、いろいろクラスも特別学級みたいなものに細かく分かれていると認識しているのですが、これは、1クラスの人数を減らすことによって、そういった問題を抱えている子を見つけやすくなるという意味でよかったですでしょうか。それとも、どういう意味ですか。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 文章のほうにそのような記述があるのですけれども、見つけやすくするというのもあるとは思いますが、それ以上に、やはり先ほど言ったように、一人一人の子に目が行き届きやすいということで、もちろん私の所属する新城小学校で言うと日本語指導教室もありますし、特別支援学級も複数あります。

特別支援学級で言うと、在籍がそちらへという子もいるのですけれども、やはり日本全体、新城市でもそうなのですけれども、通常学級にも、やはりいろいろな問題を抱えている、学習は得意だけれども、話をしたりだとか、ほかの子と一緒にやるのが苦手だとか、いろいろな子がおりますので、そういう子も、40人の学級よりは二十何人の学級のほうが、担任の先生も目が行き届きやすく、つまずきに気づいて支援ができやすい。通常学級でのことを言っております。

それから、日本語指導教室が新城小学校にはあるのですけれども、やはり新城小学校で言うと、人数も、そこで授業を行っている子が十数名おられますので、それを、2人でやるときもあるのですが、基本的には1対1でやっております。そうすると、1週間に1人の子が1時間や2時間行くという形で、それ以外のところは、ちょっと日本が苦手な、ルーツが外国にある子たちも、基本的に普通のクラスで授業を受けておりますので、そういうところの支援は通常学級で必要ですので、そういうところも、やはり少人数によって少し賄っていけるのかなというように考えております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 私もお母さんたちから、例えばちょっと学習障害のあるような子とか、こうやってクラスが分かれていますけれども、うちの子はそこだと行き過ぎだけれども、もうちょっと間のクラスはない

かな、などというのを聞いたことがあって。そんなことをしていたら細かく分けてきりがないなどというように私も感じた部分はあったので、そういういろいろな段階の子たちも、人数が少なくなることによって目が行き届きやすくなるというような理解でよかったですでしょうか。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 カークランド委員の言われたとおりでいいかなというように認識しております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。今泉委員。

○今泉吉孝委員 教員を正規教員にするという、2のほうなのですけれども、なぜ正規教員にするというところを思われているのか理由を教えていただければと思います。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 1にも関わる定数改善でということなのですけれども、現在、学校が抱えている問題の1つとして、正規教員は、採用されることで、1年目に年間100時間を超える、すみません、今資料がなく勉強不足ですけれども、数百時間に及ぶ研修を行っております。それについては県からの予算もついて、指導教員もつくというような形で行っております。

しかし、常勤、非常勤を問わず、講師については、市の教育委員会による年間、本当に数時間の研修はあるのですけれども、それ以外では、自主的に学ぶ、それから校内で学ぶということしかできないというのが現状です。

そういうところもありまして、やはり子どもたちの教育に責任を持って、長い目で、講師の先生では来年どうなるかというのがありますので、見ていただくというのが大事かというように思っておりますので、教員について、正規教員の定数改善によって配置していただけるのがよろしいかなというように認識しております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうしたら、2番についてなのですけれども、2005年の、これは三位一体ですか、国のお金の配分が変わったということで、地域格差が出てきたということなのですけれども、それは、新城ではマイナスの方向の格差が出ていていると感じているということでしょうか。格差ができて、お金のあるところはいい教育ができるし、そうでないところはちょっと教育費が足りないとか、そういうことで、新城市でもそれを実感しているということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 今の件につきましては、すみません、私は少し勉強不足な点がありますので、きちんとしたお答えになるかどうか分からないのですけれども、実態調査として、そのような実態を新城市では認識されておられません、県の教員組合の話とか、そういうところではそのような話題がよく出てきております。新城市につきましては、今、ここで何がというように認識しているわけではありません。よろしくお願いいたします。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、地域格差が出てきたということなのですけれども、では新城市に限らず一般的に御存じの範囲でいいのですけれども、どんな格差が出てきたとかいう事例とかはお分かりでしょうか。

○浅尾洋平委員長 太田さん。

○太田幸宏参考人 私の把握しているところだけになってしまうのですけれども、やはり、市町村、自治体によって、例えば今、GIGAスクール構想で、新城市でタブレット端末を入れていただいて、非常に活用しているところなのですが、それに対する支援員の数が非常に不足していて、新城市の話ではないですけれども、非常に導入で手間取って、教員の時間を使ったりとか、うまくつながらずに

授業に支障が出たというような話は一つ聞いております。申し訳ありません、今、ぱっと思いつくのがそういうことで、よろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

それでは、以上で、参考人に対する質疑は終了といたします。

今日は、誠にありがとうございました

~~~~~  
この際、しばらく休憩といたします。

休 憩 午後 1 時49分

再 開 午後 1 時54分

○浅尾洋平委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。今泉委員。

○今泉吉孝委員 私は、この陳情に対しまして採択の立場で討論いたします。

少人数学級は、子どもたちにきめ細やかな対応ができて、全ての子どもたちに行き届いた教育を行えると思っております。また、国庫負担率を2分の1に復元するということは、もとより格差をなくすということは当然であると考えます。

以上の理由から、採択といたします。

○浅尾洋平委員長 採択の討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

それでは、これより採決をいたします。本陳情を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

~~~~~

次の陳情の審査のため、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1 時56分

再 開 午後 1 時57分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

次に、陳情者代表の内藤俊史氏から提出されました、私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために新城市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。

本日は、参考人として加藤美紀子さん、補助者として佐藤文俊さんの御出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を述べさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しい中、厚生文教委員会の陳情審査に御参加いただきましてありがとうございます。誠に忙しい中ありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、今日は忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いしたいと思います。

それでは、加藤さん、よろしく願いいたします。

○加藤美紀子参考人 皆さん、まずはこんにちは。お忙しい中、こちらこそ御時間を取っ

ていただきましてありがとうございます。

8月12日に、先ほど浅尾委員長が言われたように陳情書を提出させていただきました。本日は教員ということで加藤と佐藤が参りました。

陳情の内容になりますが、まず、私どもは豊川高校の教員なのですが、この陳情が、桜丘高校、黄柳野高校、豊橋中央高校、東三河のこの4校で陳情をしたというのを御理解いただきたいと思います。

そして、私どもは豊川市にある高校なのですが、今、陳情書のプラス資料を、新城市という、もしお手元にあったらと思うのですが、各議会のほうに。ありがとうございます。そちらの資料です。

そちらのほうをお渡ししましたが、現在、豊川高校でいうと、3のところなのですが、1,239名全校生徒がおりまして、その中で、156名、新城市から豊川高校に通っているという状況になります。12.6%の生徒になります。

先ほども言いましたが、4校の学校の数字もそちらに掲載してありますが、全体で5.4%というようになります。この10年私がずっと陳情にまいっておりますが、新城有教館高校さん、前だと新城高校さん、新城東高校さんという形で、2校が今、合併しておりますが、公立・私立対立というわけではなく、公立高校と私立高校が調和をしていって、やはり私は新城というまちがすごく好きでありまして、右側のところを見ていただきますと、共育という教育委員会が言っている精神、共にいろいろなことを、顔と名前が分かるネットワークというのはまさに素敵なことだと思います。

私ごとになりますが、今、2年3組の担任をしておりまして、新城在住の旧鳳来町の生徒がございまして、この夏、若者議会のほうでも活躍しております。新城のインターシップにもこの夏、お伺いしまして、子ども

たちの中でも新城で働きたい、新城で子育てをしたいというように思っている豊川高校の生徒もたくさんいるという中で、現在、市町村助成を、新城市独自の予算を出していただいて本当にありがとうございます。

一番下のところ、要望というところを見ていただきたいのですが、現在、2万円を上限に720万円までの世帯の方に出していただいております。まずは本当に出していただいてありがたいことなのですが、今、こちらが、要望の1というようになりますが、上限というようにありますので、現在、授業料に対する補助になりますので、この上限という言葉がありますと、例えば豊川高校ですと、授業料が42万2,400円となりますので、この金額の補助までしか出ません。

なので、実は2万円補助と言っている、満額2万円出ておりませんので、できればこの上限を撤廃していただけたらというのが第1案になります。

第2案というのは、ちょっとプラスのお願いになって申し訳ないのですが、豊川高校の場合と桜丘高校さんと、いろいろな学校さんによって授業料が異なりますので、現在、豊橋市を例に出させていただきますと、今、桜丘高校さんが44万4,000円ということで一番授業料が高くなっております。基本的には豊橋市さんは、この近隣の東三河の720万円を無償化というように今、言っておりますが、そこが、プラスでお金を出さないように補助のほうを出していただくというのがありますので、いろいろ財政が厳しいかとは思いますが、陳情で、長田議長ありがとうございます、いろいろお話ししていただけて。

実際に陳情した保護者の中にも、もともとは新城に住まわっていて、お仕事の関係で安城に行かれて、でもやはり子育てのために新城に戻ってきたいという方がいました。保護者の中でも何名かは、やはり新城が好きだからこのまちに残りたいからということで、こ

の市町村助成のほうをぜひとも継続、プラス、この上限撤廃、そして、720万円以上の御家庭にも出していただきたいというのが、こちらの夏の要望のまとめになります。

よろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

それでは、次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了解願います。

では、質疑はありませんか。山田委員。

○山田辰也委員 将来を託す高校生の方々には十分な助成制度を使いたいところなのですが、ここで言う、新城市独自の授業料の助成制度、それは豊かな市と新城というのは差があるのですが、やはり子どもにとってはそういう差をできるだけなくすというのは、十分考えなくてはいけないところですが、現在の状況を考えて、ほかの市で、税収の多いところとか少ないところの差は理解していただけたらと思うのですが、新城市からも156人高校生が行っているということで、ぜひとも応援したいというところもあります。

あと、公立と私立とは授業料が違いますけれども、授業も私立のほうは今、昔と違って教育が高くなっているところもあることを理解しております。

全体で見ますと、収入が厳しい折ということから、この新城市独自の制度の拡充を求めるとことが趣旨になると思うのですが、新城市にその辺を求めておられるということなのですが、いかがでしょうか。

○浅尾洋平委員長 加藤さん、よろしく願います。

○加藤美紀子参考人 ありがとうございます。

財政が少ない中でも、ということですよ。十分よく、この10年お伺いしている中で、やはり財政が厳しいことはすごく毎回毎回お聞きしているので、こちらも分かっています。先ほども冒頭に述べましたが、少ない予算の中でも、まず予算計上をしていただきまして、執行していただいていることはすごく感謝しておりますので。

私どもも、やはり要望という形になってしまって、他の豊橋市さんを出して申し訳ないなという思いもありながら、よく豊川のほうの陳情に行っても、豊橋市さんと財源が違いますのでというお話をよく豊川市さんもおっしゃるのですが、やはり豊川、新城、でもこの中でも豊川市も、少ない財源の中でもやらせていただきますという御発言をいただいて、今、山田委員のほうからもそういった発言をいただけて、そちらは安心しておりますので。本当に少しでも、微々たる、何百円とか何千円という単位でも構わないので、子どもたちに。

本当に今、豊川高校の生徒で新城在住の子が、かなりの子が地元に残りたいという思いが。進路指導を今、面接週間とかをしておりますけれども、意外に県外に出ていくのかなと思いつつながら、自宅から通ってとかいう生徒がいたりとか、やはり新城を盛り上げていきたいというお子さんがすごく多いので、やはりそういうところでも、もしかしたら少ない金額かも、というように思っているかもしれないのですが、意外に子どもたちとか保護者の皆様というのは、どれだけ金額が出ているかとか、出してくださっているかというのはすごく見えていますので。

なので、1番は本当にその上限を撤廃していただくと少しでも。本来で言うと910万円とかそれ以上の御家庭も出していただきたいと言う本音はあるのですが、まずは、今、720万円まで無償化と言っていますので。実は、若干、豊川高校の場合ですと、1,200円

ぐらいはプラスで払っている、完全に無償化になっていまして払っている状況になっておりますので、その分だけでも出していただけたらなという思いがありますので、お願いいたします。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 もう1つなのですが、私が高校に行っていた頃は、大学への進学が少なかったのですが、今、高校の次は今度、大学へ行かれる方が多いと思うのです。そうすると、家庭にも高校、大学という、この次のステップでもそういう負担という重くのしかかっているのではないかと思うのですけれども。今、大学への進学率も専門学校よりかなり高い状況なのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤美紀子参考人 ありがとうございます。今、高校3年生、今年ですと、12クラスあります。全部で約400名の生徒がいますが、今年の3年生はちょっと特筆すべきだと思うのですが、就職の生徒が39名ぐらいです。それ以外は、今年、豊川高校は全員進学というようになっております。

ここ数年、ちょっと内申を上げているというのもあると思いますが、昔で言うと、120名ぐらい就職とかがいたのですが、年々、特に豊川高校は就職者は減っていて、大学進学率がすごく高くなっているというのもあります。

でも、私は今、2年生の担当ですが、2年生は就職が11クラスのうち今のところ60名ぐらいの感じ。でも進学率は、過去のと言っただけですが、過去の豊川高校よりもやはり高くなっているのは事実でございます。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 今、いろいろお話を伺って、なるほどちょっと思い立ってなかったような、上限を撤廃することによるメリットなどもあるなというようには感じたのですけれども、そうやって新城市に住んでく

ださるような条件にもなり得るのかなと感じる一方で、ちょっと聞きたいのですけれども、私立高校と公立高校の違いというか、私自身も実は中高私立に行っていたのですけれども、選んで行くわけなのですよ。なので、私立というのは、私の理解では自分のところで経営して運営を賄う代わりに、自由な校風を学校で決められるという部分があるというようなメリットがあると思っていて、それを望む生徒がお金を払ってでも行きたいという場所だというような理解なのですね。

それが例えば公立と同じになってしまったら、では今度は、公立は存続の意味がなくなるのかなとちょっと今、感じたのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○浅尾洋平委員長 佐藤さん。

○佐藤文俊参考人補助者 公立と私立の違いというところですが、まずそもそも何で私立があるのかという話になってくると、これは逆に言うと、国内に公立の学校のみになってしまった場合、戦時中の話になってしまいますけれども、国民の方向性が一方向に向かってしまうのです。例えば、国が今から進もうとしている局面が正しいのかどうかといったときにノーと言えない、そういう教育がされてしまう、それが先の大戦の開戦の頃の日本の風潮でもあったと思うのですけれども、それはいけないですねということ、戦後の反省の中でやはり私立独自の理念で、いけないものにはいけないと言える学校も必要ですねということで、私立の重要性というものが再認識されるようになってまいりました。

ですので、公立と私立というのは、私立は独自の経営理念というものがありますが、ではどの独自の教育理念に対して、高いのは当たり前かという、それは世間一般的に私立は高く当たり前という風潮にもつながるかと思うのですけれども、それは大きな間違いでありまして、公立も私立も公教育であること

には変わりがないのです。これは憲法にもちゃんと書いてありますけれども、要は学習指導要領がある学校なので、公立も私立も公教育というように認められているのです。憲法に定められた学校というようになっておりますので。

ですので、そこに教育の平等というものはしっかり書かれていますので、現状の公立と私立の授業料の格差があるというのは、公私の教育の平等に反する現状であるという理解を我々は訴え続けているのですけれども。本来であるならば、公立も私立も授業料の格差はあってはならないという原則に立って、我々は今、お話をさせていただいております。

私立も経常費助成という形で学校に入ってくるお金はあるのですけれども、年々増額されておりますけれども、やはり公立の場合は、経常費助成という名目ではないのですけれども、国からの税金というものが2倍、3倍使われておりますので、だから無償化が実現している。では何で私立は受益者負担なのかというところがやはり矛盾があるなということ。やはり同じ教育なので平等にやっていくべきではないのかという、その部分を訴えていきたいと思っております。その部分の理解を広げていければというように思っております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑等はありませんか。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと今さらでございませうけれども、1番目の上限を撤廃してほしいというのは、確認ですけれども、年収720万円未満という、そういうものをなくしてほしいという意味合いですよ。2万円というのが上限というのではなくて。年収720万円以上の人にも出してほしいという意味合いの上限ですよ。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤美紀子参考人 鈴木委員、ご質問ありがとうございます。

今、新城市では720万円未満の世帯に2万円という補助が出ております。先ほども御説明しましたが、授業料以外にも部活動費であったり、いろいろなものが生徒、子どもたち、保護者の皆様にかかっているのですが、今、授業料のみに補助が出ておりますので、この上限という言葉がありますと、せっかく新城市さんが2万円補助を出すというように言っても、実質は、2万円が満額出ておりません。

なので、今、1のところの表のところ、カラーになっているところを見ていただきますと、実際、590万円、720万円のところが、国と県からの補助がございまして、今、42万2,400円、ここのところまでは国と県が補助をしてしまいますので、それ以外のところが出たところを、今、新城市さんに補助していただいている状況なのですね。でも、せっかく2万円と言ってくださっても、実はその上限という言葉があると、2万円満額でないのは、授業料以外にも、定期代とかいろいろお金がかかっていますので、できればまるまる、本来で言うと720万円以上のところにも、全家庭に2万円出していただきたいという思いもあるのですが、まずそこからではなくて、低所得と言っては、720万円は違いますが、まずはそこから、財源が少ないのは分かっておりますので、段階を経てそういった形で、まずは2万円満額全部出していただけたらという思いがあって要望させていただいたという流れになります。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。2万円という数字はあるけれども、いわゆる不足分に対する補助を出しているという現状があるということですね、授業料に対して。なので、この年収720万円未満という、そこではないということですね。この上限というのは、そういう意味ですね。分かりました。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 すみません、たくさんお話しいただいたので、全部把握できずにまた確認なのですけれども、とういことは、もう県と国から補助は大体出ているということで、今、生徒が負担している部分というのが、一部出る部分があって、そこを今、市がカバーしている、その上限を撤廃してほしいということで、今、市が出している2万幾らという、その満額を出してほしいということでよろしかったですね。

○浅尾洋平委員長 加藤さん。

○加藤美紀子参考人 ありがとうございます。いろいろな歴史的な経過がございまして、これが2020年からこういったようになりました。愛知県がかなり頑張って、今、県議会の先生方が動かれていて、今、720万円まで無償化になっているというのがあります。これがほかの県に、お隣の静岡になりますと、国のところの助成しかございませぬので、実はこれは愛知県独自のものになります。

この市町村助成が、ちょうど今、変わりの年でもございまして、今、実は名古屋市を例に出しますと、昔は低所得者ではないのですが、低い世帯とか母子家庭の世帯に、教育を皆さん受けられるようにという形で、市町村助成とか国とか県の補助を出していただいたという経過があります。

今は先ほど言ったように国と県がかなり補助をしてくださっているのです、では市として何ができるかというのを考えたときに、正直言うと、そのカラーになっているところの実質負担と書いてあるところがあると思うのですが、先ほど陽子委員も言いましたけれども、私立に在学されていると、いろいろなところでお金がかかると思うのですね。そういった、今、名古屋市とかいろいろなところは、では低所得のところ、720万円のところは、大分落ち着いてきたから、国と県が出してくれないところを市で補助しようといったところで、

は590万円未満の世帯の授業料を実質無料化を実施しております。愛知県でも年収720万円以下は授業料無料化と、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化にきております。

その中で、私は、私立・公立の差は、先ほどの説明の中ではあってはいけないということだったのですが、もともとその差はあっても致し方ないというところを鑑みまして、今回については趣旨採択としたいと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 それでは、ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

趣旨採択の討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

~~~~~

次の陳情の審査のため暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時32分

再 開 午後 2 時33分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情者、公益社団法人新城市シルバー人材センターから提出されました、シルバー人材センターに対する支援を求める要望書を議題といたしたいと思います。

本日は、参考人として公益社団法人新城市シルバー人材センター会長の兵藤祐治さん、

補助者として、常務理事で事務局長の川合教正さんの御出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、本日は忌憚のないご意見をお述べ下さるようよろしく願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げたいと思います。

まず初めに、参考人から陳情に関して御説明、御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、兵藤さん、よろしくお願いいたします。

○兵藤祐治参考人 皆さん、こんにちは。新城市シルバー人材センターの兵藤です。よろしくお願い致します。日頃は新城市シルバー人材センターには浅尾委員長さんをはじめ、各議員の皆様方には一方ならぬ御理解と御支援を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび新城市シルバー人材センターに対する支援を求める要望書を提出させていただきましたので、要望書の説明をさせていただきます。この件については、あと、事務局長の川合のほうからさせていただきます。

今、新城市シルバー人材センターの事業は、既に皆さん御承知のこととは存じますが、60歳以上の会員は現在646名で、市をはじめとする公共、民間事業所、一般家庭からの依頼をいただいた作業や事務に就業し、高齢者の生活の安定、生きがいの充実、健康保持の増進、地域の事業所の人手不足の解消などの地域社会への貢献を推進する事業として位置づけられております。コロナ禍の中ではありますけれども、会員は生き生きと丁寧な仕事を

心がけて活動しております。

そんな中で、人材センターにも様々な問題がありますけれども、本日、要望書提出に当たって、その概要、要点等につきまして事務局の川合より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○川合教正参考人補助者 新城市シルバー人材センター事務局長の川合と申します。よろしくお申し上げます。

この要望書につきましては、皆様のところには要望書が届いていると思っておりますが、令和5年10月にインボイス制度、適格請求書等保存方式という内容で、制度が導入されるということになっております。シルバー人材センターの会員は、個人事業主という形の中で働いております。課税事業者ではありますが、年間の課税売上の額が1,000万円以下の免税事業者となりまして、インボイスを発行することにはございません。さらに、1,000万円以下ということで、免税事業者として就業を継続する形に、10月以降もなるというように考えております。

仕入税額控除が、段階的に80%控除、50%控除というような形で認められなくなる状況でございます。センターでは、新たな納税費用を負担しなければならないという状況でございます。

センターは、公益法人会計基準によりまして、収支相償が原則となっておりますので、新たな税負担に対する財源というものは用意できませんし、用意する状況にもございません。税負担に対する内容としましては、料金を値上げさせていただくということになるというように考えておまして、これによりまして、民間事業者、一般家庭からの依頼というものは減るとということが予想されておまして、センターの会員への就業機会の提供に支障をきたすということも考えられますし、どうしても働きたいという方は退会をせざるを得なくなる可能性もございます。

そうしますと、センターの事業運営がなかなか難しい状況というものがございますので、やはりシルバーとして存在意義を持ち続けるには、やはり皆様からの御支援をいかに賜わることということが重要だと考えております。

インボイス制度とともに、それを取り巻くシルバー人材センターの状況を御賢察いただき、より一層の当センターに対する賜りませうようお願いしたく、この要望書を提出させていただいたものでございます。甚だ簡単ですが、以上の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、御意見等が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。山田委員。

○山田辰也委員 ではお伺いします。シルバー人材センターの主な理由として、先ほど、高齢者の生きがい、社会に対する貢献、これが最も重要だと私も理解しております。国が来年の10月、消費税に適格請求書保存方式、このインボイス制度というのは、私も商売をやっているものですから結構きついなところを感じます。まさか、こういう生きがいを求めて頑張っている人たちにもこの制度を当てはめるとは、思いもよらなかったのです。

今大体、時給が1,500円とか、職種によって違うのですけれども、そうしますと、通常、僕らの商売から言うと仕入れ、インボイスがあって、販売の差が出るのですが、身一つで働いている方は、仕入れがない場合はもろに被ってくると思うのです。大体、時給1,500円でも、50円とか、そういう金額ではないかと思うのですけれども、どんな消費税がかか

ってくるかと思ひまして。よろしくお願ひします。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正参考人補助者 影響という部分は、やはり会員の1年間のいただく配分金というものは、やはり25万円とか26万円とかというように、平均でございますが、そういう方たちが、生きがいとして仕事があるということが楽しいとか、社会に参加できるということがうれしいとかいう形の中で、仕事をして、報酬は二の次だと言いますが、やはり会員アンケート調査を見ると、収入の喜びというものは、やはり働いた対価として受け取れるということはすごくありがたいと。

プラス、それが社会に貢献できるというのがシルバーの本当に存在意義だという思いもしておりますので、この方たちを、インボイスの中で辞めていかざるを得ないというような状況には決してしてははいけないのではないかとということで、この要望書を出させていたでいるということで、そういう、最終的には組織の存続を脅かされる状況というのを想像していただくと、大変ありがたいなというように思っております。

以上でございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 その国の制度というのは、このコロナの関係で税収が減ったものから、こういう厳しい方法を考えてきたと思うのです。新城だけではなくて、日本中にあるシルバー人材センターの皆さんは、高齢者になってもやる気、生きがい、さっき聞きました社会への貢献、この気持ちを十分国のほうが考えていないから、こういうような縦割りの税金を掛けてくると思うのですね。そこの、よく皆さん、聞くのです。ここだけではなくて。ですから、まず、この要望書が出ましたから、これをスタートとして、国は大きな事業としてインボイス制度とか始まるのですけれども、まずはその支援ができる限り、私た

ちがどういう形になろうとも頑張っていきたいと、私はこういうように考えています。

多分、説明会をシルバー人材センターでしたと思うのですけれども、大半の方はかなりショックだったと思いますけれども、どんな感じだったのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正参考人補助者 説明会という内容は、もう既に、数年前に行っております。インボイス、8%、10%というような形の差を、かつて課税の率が変わった時点で。それでもやはり今、配分金というのは、消費税も含めて全てをお渡しするという形にしておりますので、消費税を除いたものが本来の対価ということではあるのですが、やはりそこは、なかなか、消費税という部分が自分たちにどういように関わっているかということの説明はするのですが、いただくというところから、払っているという形の内容がないものですから。

1万円と、1,000円の消費税、入ったものがあるとすれば、1万1,000円働いたという感覚なのですね。1万円働いて消費税が1,000円だという感覚はなかなか持ち合わせていないというのが現状だと思います。免税事業者ということで、払う必要がないという、益税という形の中で、シルバー人材センターの会員さんたちは、それを糧にしているという。無論、年金等もございしますが、そういう部分で少し、支出しようかと思うときに、その内容というものがすごく大きいのではないかと思いますので、市内への経済的な波及効果とか、そういうものもやはりあるのではないかなというように思いますので、単にシルバーだけの内容ではなくて、それを取り巻く状況というものも出てくるのではないかなというように思っております。

以上でございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 特に新城市というのは、愛

知県の38市の中でも収入が少ないものですから、この中で、先日の今泉議員の一般質問にあったのですけれども、年金を国民年金しかもらっていない方も多いものですから、当然、生活のために人材センターで頑張っている、そう感じております。

そのようなことをみても、この制度はちょっと厳し過ぎるのではないかと。十分、私たちが応援できるならそれを応援したいと思いますが、やはり年収の少ない方、という言い方は悪いのですけれども、年金をたくさんもらっている方は問題ないのですけれども、シルバー人材センターの中でも、それほど年金の多い方というのは全体のうちの半分ぐらいで、ほとんどは結構厳しい状態だと思うのですけれども。

社会の貢献度とは言いますけれども、やはり生活の糧だという方も多いかと思いますが。どんな方が多いのでしょうか。大体でいいのですけれども、お願いします。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正参考人補助者 やはり就業相談というのを、仕事に就いていただくときにお話をさせていただいて、どういうお仕事につきたいですかという話をさせていただくと、やはり、多少とも、もう少し、もう少し欲しいという部分はあるのです。市の仕事であったり、民間の仕事、家庭の仕事、いろいろあるのですが、少しでも収入というか対価のいいところを御紹介いただけないとか、シルバーは制限がある中でのお仕事になりますので、制限いっぱいまでやりたい、そういう切実なお話を伺っているときもあります。

ですので、そういう方たちを私たちが支えなければ誰が支えるの、という部分の内容というのは、どうしても状況としては、このインボイスが始まって、退会というと、仕事もう紹介できなくなる。もう辞めてくださいというのは言いませんが、会員にはなっていますが、仕事が紹介できませんよという形に

なれば、収入は減らざるを得ないという状況にはなっていくのではないかなというように予想します。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに。カークランド委員。

○カークランド陽子委員 今、会員さんが六百何十名いらっしゃるということなのですけれども、本当に実際、御年配の方でなくても利用者のほうも助かっていると思っているのですね。ちゃんとした会社をお願いするよりもリーズナブルにやっていただけるということはあると思うのですけれども、その辺の稼働率は、どのぐらい利用者がいらっしゃって、結構十分、皆さん登録している方がこのぐらい働ければいいなというぐらいの利用はあるのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正氏 就業率というのを出しております。そのうち、令和3年度で言いますと83.31%、8割ちょっとの方が働いておみえになります。ただ、この就業率の中にも、病気で一時見合わせている方もおみえになりますし、介護のために少しお休みされるという方もおみえになりますし、必ずこの方たちだけが仕事をしているというものではなくて、やはり積極的に、未就業、要は介護、それから自分の体をケアしなければいけなかったりとか、高齢者ですので。会員の平均年齢が74.8歳なのです。

同じ5万人未満の自治体の内容でいくと、73.7歳ですので、新城市のシルバー人材センターに加入されている会員の方は少し高い方なので、体に多少なりとも基礎疾患があったり、でも働く意欲がある。そういう人たちのためにこちら、そういう方たちを少しでも、体に合った形の中で仕事をしていただく、というような形で、安全に配慮しながらその人に合った形の仕事をさせていただくという形でしていますので、83.3%の方が仕事をされて

いるというのは、そういう意味合いも含めて
いるということで御理解いただきたいと思
います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 カーランド委員。

○カーランド陽子委員 そうすると、利用
者もあるしということで、この方たちが、今
回の税金が上がるということで、もしかした
らちょっと気落ちして辞められてしまう方も
いらっしゃるかもしれないという感じでしょ
うか。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正参考人補助者 仕事はやはり継続
したいというように皆さん思っていると思
います。ただ、受注の件数が減って、会員に平
等をお願いしていくという状況ではありませ
んが、やはりパイが少なくなってくると、それ
に関わる人たちが徐々に徐々に少なくなっ
ていくということで、就業を提供する状況とい
うのが少しずつ減ってくる可能性があるかな
と思っておりますし、どのぐらい減るかとい
うのがなかなかこちらのほうでも、消費税が
上がって、こちら事務費を上げたというこ
とがあるのですが、今回は制度的なもので
すので、その辺りがなかなか予想がつかない、
見込みがどのぐらいまで落ちるのかという
のが分からないというのが、こちらとしても
すごく不安な部分だということで御理解いた
だければと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありません
か。鈴木委員。

○鈴木達雄委員 基本的なところでまた伺
います。公益社団法人、収支相償と言うので
すか、結局お金を残さないというのが原則だ
ということでありました。今度のインボイス制
度が適用されると、結局は税金を払わなけ
ればいけないということですので、今まで
賃金を払っていたものを削るか、それか今
までどおりのものを払うなら、プラス1割分と

いうか上乗せをした賃金を払えるように仕事
の値上げをするか、ということしかできない
ということなのですかね。

あと業務の効率化みたいなことも書いてあ
りましたけれども、効率化と言っても、その
余裕があるのかということもあると思いま
すし、それがずっとということですので、そ
れについてもまた限界が来るかなと思いま
すので。結局、今言った二者択一というか、賃
金を減らすか、減らさないようにするなら、
プラスアルファの分を事業料金を上げるか
しないということですかね、簡単に言うと。

○浅尾洋平委員長 川合さん。

○川合教正参考人補助者 今言った2つのケ
ースと、それを合わせたケース、要は料金を
上げながら会員の取り分を下げっていくとい
う3つがあると思うのですが、1人辺りの配
分金が1年間で24万円の内容で、会員さん
たちにまず、減らしますよということは、私
たちは事務局として何らかの策を取って、
そこにはいかないようにしたいというよう
に思っておりますので、事務の効率化とい
う部分を、ICTを使ったり、いまも無論、
経費をかけないように会員との連絡は郵便
ではなくてSMS、ショートメールサー
ビスを使ったりという形でさせていただ
いて、なるべく経費をかけない努力はさ
せていただいております。

無論、携帯電話をお持ちでない会員さん
も、93%ぐらいはお持ちいただいている
のですが、そうでない会員さんもおみえに
なりますので、その方たちには郵送なり
をしないと、同じ会員の中で不平等が
出てはいけませんので、一応そんな形
を取っているのですが、やはりそういう
事務効率化みたいなものをやりながら
も、できない部分もあるということで、
その辺りの部分は今後もこちらとして
も考えていけないうけないのではない
かなということも考えております。

やはり家庭の部分の内容、家庭から受注
を受けるということになりますと、高
齢者で、

ちょっとしたことは一般の民間企業の方たちには出せないのです、シルバーに、こんなことでもいいですけれどもお願いできますかというような、ちょっと切実な願いもあったりとか、そういう場合もありますので、なるべくなら家庭のところに、そういう部分の値上げという、料金を上げるというのを少しでも抑えていきたいなという思いはしておりますが。

やはり負担の部分をごどこにお願いするかというのは、まずは発注いただける方たちをお願いをして、会員にはそれが波及しないような形を取っていきたくて、家庭からの依頼についてはなるべく抑えた料金というのも考慮していかなければいけないのだらうなということで、こちらでも役員会、理事会というのがありますので、そういう中で検討を進めている、他市のシルバー人材センターの情報を取ったり、全国的な内容も含めて、させていただいて、今回の要望書というものを outs させていただいているという状況でございます。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩といたします。

休 憩 午後 3 時 01 分

再 開 午後 3 時 07 分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。山田委員

○山田辰也委員 では、シルバー人材センターに対する支援を求める要望書について、採択の立場で討論いたします。

現在、新しい制度、インボイス制度が導入される予定になっております。シルバー人材センターは、高齢者の生きがい、社会に貢献しようとする気持ちを十分くみ取った、そういう場所だと私は思います。このようなことが働いている600人の会員の方のやる気をそぐようなことでは非常にまずいと思っています。本来、市議会議員は、低いところにも下りて、声なき声を受け、そしてこれを救うのを旨としておりますので、今回、600人の会員、今までの新城市を担ってきた方々の気持ちを察しまして、採択としたいと私は思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 採択の討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会

いたします。

閉 会 午後3時9分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 浅尾洋平